

平成30年3月26日(月)
午前10時30分～ 奈良県庁第一応接室

第16回奈良県税制調査会 参考資料

■平成30年度税制改正を踏まえた奈良県税制調査会からの提言

- 地方消費税の清算基準の見直し
- 森林環境税（仮称）
- 地方税源の偏在是正

奈良県



地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準の抜本的見直し

【担当省庁】総務省

現状と課題

- 平成29年度与党税制改正大綱では、「平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるために、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る」とされている。
平成29年度税制改正において、先鞭として人口の比率が2.5%引き上げられたが、平成30年度税制改正において抜本的見直しを実現すべきである。

【平成28年度までの清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H19商業統計)	75%
	サービス業対個人事業 収入額(H24経済センサ ス活動調査)	
	人口基準	15%
	従業者基準	10%



【平成29年度税制改正後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H26商業統計)	75%
	サービス業対個人事業 収入額(H24経済センサ ス活動調査)	
	人口基準	17.5%
	従業者基準	7.5%

- その際、最終消費の実態を反映すべき清算基準としては、需要側の統計を用いることが本来望ましいが、サンプル調査であること等を理由として用いられていない。
現行清算基準は、その代わりに商業統計や経済センサス活動調査といった供給側の統計に大きく依存しているが、これらは調査段階から中間消費が混入するなど、正確に最終消費を把握できる統計となっていない。
需要側の統計の代わりとしては、供給側の統計よりも人口を重視すべきである。
- 全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」においても、「人口を重視した地方消費税の清算基準の見直し」として、「統計改革の動きも踏まえ地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させることを目的として統計データの利用方法等の見直しを進め、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。」とされている。

国にお願いすること（具体的提言）

統計データの利用方法

- ① 供給側の統計データのうち正確に都道府県別の最終消費を把握できていない以下のデータを除外すること。

○ 商業統計(小売年間販売額)

訪問販売、自販機販売、家電等の耐久財・半耐久財、ガソリン等

※ 統計改革により商業統計が年次調査化されると同時にサンプル調査化される予定であり、その場合には現行商業統計よりも精度が落ちる経済センサス活動調査に乗り換えるのではなく、小売年間販売額データ丸ごと除外すべき。

○ 経済センサス活動調査(サービス業対個人事業収入額)

知的サービス(学術研究、専門・技術サービス業)、物品賃貸業、通信教育、持ち帰り配達飲食サービス、医療・福祉、火葬・墓地管理業

- ② 統計カバー外の代替指標を人口に統一(経済センサス基礎調査による従業者数の利用を廃止)すること。

統計カバー外の消費の実態を分析すれば、ネット・カタログ販売類似の取引か、中間段階のモノの取引か、官公庁等の統計で人口との高い相関が認められるものに大別される。いずれについても代替指標は人口が適当。

※ 従業者数の比率の導入経緯は、料理飲食等消費税等を統合して地方消費税が創設されたことに由来する。

すなわち、当時は飲食サービスが殆どカバーされないなどサービスに係る統計カバー率が低かった一方で、統計カバー外のサービスの代替指標として従業者数の比率12.5%が導入された。そして、平成27年度税制改正以降、サービスに係る統計カバー率の向上を受けて、従業者数の比率は7.5%まで引き下げられた。

ただし、調整対象となった料理飲食等消費税等の代替として導入された経緯に基づけば、地方消費税率が引き上げられていること(1%→1.7%)も勘案すべきであり、その場合、従業者数の比率は、最大でも、税率を割り戻した4%強(平成31年10月予定の更なる引上げを反映すれば、3%強)でよいことになる。

また、地方消費税創設以降のサービスに係る統計カバー率の向上のうち平成27年度税制改正に至るまでの未反映分が10%ポイント以上あり、うち飲食サービスの統計の充実だけでも約5%ポイントあることも勘案すべきであり、結局、地方消費税創設時の経緯に基づけば従業者数の比率を存置する理由は消滅していることになる。

人口の比率

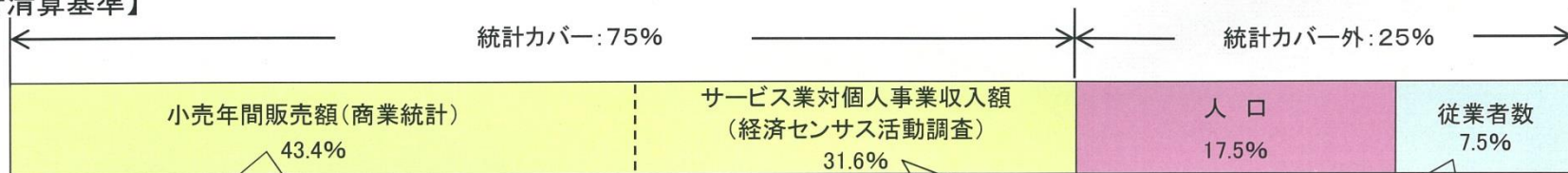
- ①による統計カバー率(現行75%)の低下及び②による従業者数の廃止により、人口の比率を60%(上記①※の統計改革の動きを踏まえ、商業統計がサンプル調査化されるのであれば80%)以上にまで引き上げること。

※近々地方財政審議会「地方消費税に関する検討会」の報告書がとりまとめられる予定であり、その内容を踏まえ更に要望を精査

【県担当部局】 総務部税務課

奈良県の地方消費税清算基準見直し提言

【現行清算基準】



問題点

統計の現状

正確に最終消費を把握することを目的として設計・収集されているデータではなく、統計調査段階から中間消費が混入。
→ データ全体として正確に都道府県別の最終消費を把握できていないおそれ。

特に正確に都道府県別の最終消費が把握できていないデータ

- ▶ 平成29年度税制改正で除外された「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」以外の店頭販売でない販売形態(訪問販売、自動販売機による販売等)も、データの計上地と最終消費地が乖離。
- ▶ 家電・家具・寝具等を含む耐久財・半耐久財は、県外購入の影響等により、都道府県別データが最終消費の実態を反映していない。
- ▶ 一律に小売業とされるガソリンスタンドで販売される「揮発油小売」等には、中間消費が混入。

統計改革により商業統計が年次調査化されると同時にサンプル調査化される場合には、統計データの利用ができなくなる。

統計の現状

調査の仕組み上、実効的に最終消費を把握することに限界があり、統計調査段階から中間消費が混入。
→ データ全体として正確に都道府県別の最終消費を把握できていないおそれ。

特に正確に都道府県別の最終消費が把握できていないデータ

- ▶ 「学術研究・専門・技術サービス業」、「物品賃貸業」については、国際課税のルール上、仕向地主義が徹底。
- ▶ 「社会通信教育」、「持ち帰り配達飲食サービス業」はデータの計上値と最終消費地が乖離。
- ▶ 「医療・福祉」、「火葬・墓地管理業」は基本的に非課税取引。

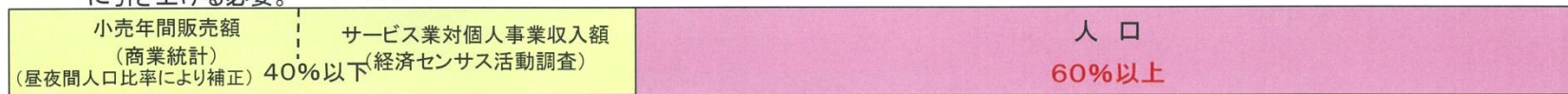
過去の経緯によって用いられているが、その後の地方消費税の引上げやサービス統計の充実によって、経緯論に基づいて従業者数を存置する理由は消滅している。

また、統計カバー外の消費の実態等を分析すれば、人口との相関関係が高いなど、従業者数を用いる根拠は認められない。

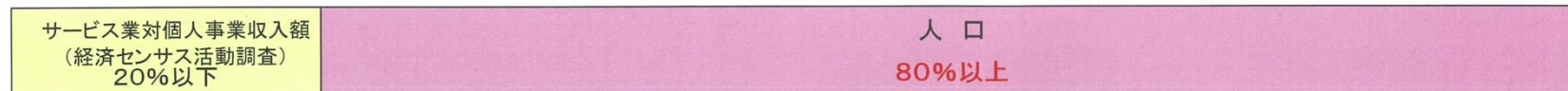
- ① 販売統計データから特に正確に都道府県別の最終消費を把握できていない上記のデータを除外し、その分清算基準の統計カバー率(現行: 75%)を引き下げる。
- ② 統計カバー外に用いる消費の代替指標を人口に統一(従業者数を廃止)する。

【見直し後】

上記①の除外によって、販売統計データの消費税収から割り戻した課税ベースに対する割合が減少するため、人口の比率は、60%以上にまで大幅に引き上げる必要。



さらに統計改革により商業統計が年次調査化されると同時にサンプル調査化される場合、小売年間販売額データの利用そのものを廃止し、人口の比率を80%以上にまで引き上げる必要。



地方消費税の清算基準の見直しについて

平成30年度与党税制改正大綱(抜粋)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

(1) 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

地方消費税は、その税負担を最終消費者に求めるものであることから、最終消費地と税収の帰属地を一致させる必要があり、このための仕組みとして、清算制度が設けられている。この清算基準については、平成9年度に導入されて以来20年が経過したことから、サービス産業化進展など社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえ、社会保障財源として充実が図られている地方消費税の税収を、より適切に最終消費地に帰属させるため、清算基準の抜本的な見直しを行う。

具体的には、諸費の実態を踏まえ、清算基準における統計データの利用方法を見直し、統計データとしてそのまま利用することが適当でないものについて除外することとし、その結果として**統計データがカバーする比率を現行の75%から50%に改める**。また、**統計データのカバー外の消費代替指標**については、地方消費税創設当初と比べてサービス統計の調査対象が大きく拡大したこと等を踏まえ、**従業者数は用いないこととし、人口の比率を50%に高める**。

第二 平成30年度税制改正の具体的内容

3 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

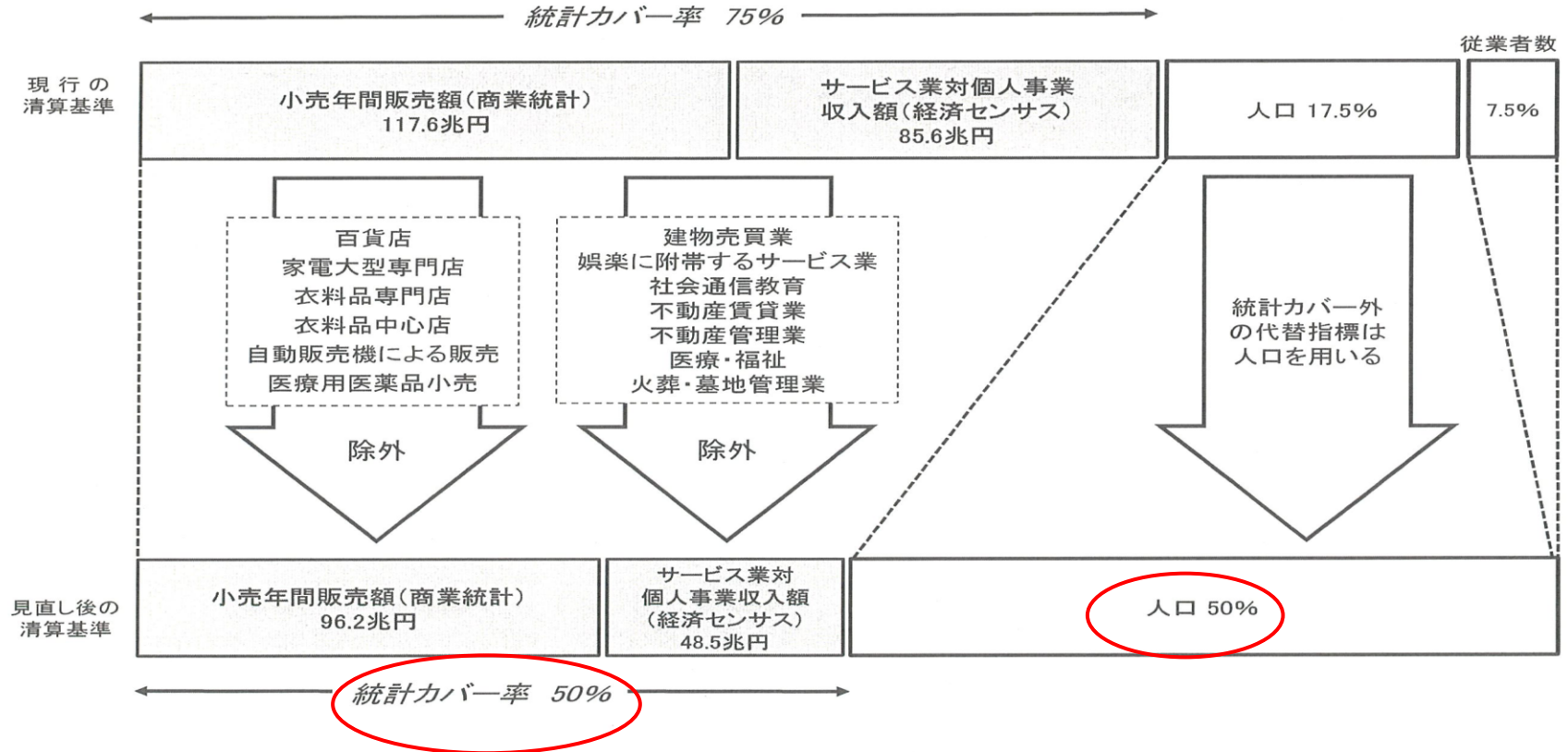
(1) 消費に相当する額のうち、小売年間販売額について、現行の額から、**商業統計の「医療用医薬品小売」、「自動販売機による販売」、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」による「年間商品販売額」の欄の額を除外**する。ただし、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」については、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」及び「自動販売機による販売」によるものを除く。

(2) 消費に相当する額のうち、サービス業対個人事業収入額について、現行の額から、**経済センサス活動調査の「建物売買業、土地売買業」(「土地売買業を除く。」、「不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く。）」(「土地賃貸業」を除く。))、「不動産管理業」、「火葬・墓地管理業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」及び「医療、福祉」(「社会保険事業団体」を除く。))の欄の額を除外**する。

(3) 消費に相当する額に対して、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額が占めるウエイトを75%から50%に、**人口が占めるウエイトを17.5%から50%に**、それぞれ変更する。

(注)上記の改正は、平成30年4月1日以降に行われる地方消費税の清算について適用する。

地方消費税の清算基準の抜本的な見直し



地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

〈見直し案〉

- ① 清算基準に使用する統計データのうち、以下のものを除外する。

	除外する統計データ	除外の理由
小売 (商業統計)	百貨店 ^(※) [4.9兆円]	持ち帰り消費等が多い
	家電大型専門店 ^(※) [4.4兆円]	
	衣料品専門店 ^(※) [2.4兆円]	
	衣料品中心店 ^(※) [3.1兆円]	
	自動販売機による販売 [1.2兆円]	売上額を本社等に一括計上
	医療用医薬品小売 [5.5兆円]	非課税取引に該当
サービス (経済センサス)	建物売買業 [2.9兆円]	売上額を本社等に一括計上
	娯楽に附帯するサービス業 [0.8兆円]	
	社会通信教育 [0.005兆円]	
	不動産賃貸業 [0.4兆円]	非課税取引に該当
	不動産管理業 [1.8兆円]	
	医療・福祉 [31.1兆円]	
	火葬・墓地管理業 [0.04兆円]	

※ 「通信・カタログ販売」(H29改正で除外済み)、「インターネット販売」(H29改正で除外済み)、「自動販売機による販売」によるものを二重に除外することのないよう調整。

- ② 統計カバー率を75%から50%に変更する。(参考)見直し後の統計データに基づく消費額:148.5兆円(年度間調整後)
消費税の課税ベース:295兆円
- ③ 統計カバー外(50%)の代替指標は人口とする。

地方消費税の清算基準の見直しについて

「平成30年度与党税制改正大綱」について

知事コメント

本日、「平成30年度与党税制改正大綱」が決定され、地方消費税の清算基準が抜本的に見直されることとなった。

本県は、地方消費税の清算基準を最終消費の実態を適切に反映するものに見直すべきと再三再四主張してきた。具体的には、従業者数の比率の廃止を提言するとともに、現在清算基準に採用されている販売統計のうち最終消費の実態と乖離がある項目を具体的に指摘し、これらのデータを除外して人口の比率に代替することにより人口の比率を大幅に引き上げるべきと提言してきた。

今般の見直しにおいては、従業者数の比率の廃止が実現する。加えて小売統計からの耐久財（家電）・半耐久財（衣料）の持ち帰り消費の除外及び自動販売機による販売の除外、サービス統計からの医療・福祉、火葬・墓地管理業などの非課税取引の除外及び社会通信教育その他本社に一括計上される取引の除外など、本県の提言における具体的指摘が数多く盛り込まれた。これらのデータの除外分は人口の比率に代替され、平成30年度税制改正として、本県提言とほぼ遜色のない人口の比率の50%への大幅な引上げが実現することになる。本県の提言や要望活動なくして得られなかった成果と受け止めており、感慨を禁じ得ない。

今般の見直しによる地方消費税収の増収分の半分は市町村に交付され、県と県内市町村のすべてが自主財源の確保、地方債発行額の抑制、財政力の向上といった果実を享受することになる。このうち引上げ分の地方消費税収に関しては、社会保障の充実等の財源がより確実に措置されることにつながり、県内の社会保障の充実と安定の観点からも極めて意義深いものとする。

本案の取りまとめに当たられた政府・与党の関係各位のご尽力に心から敬意と感謝を表したい。

今回の清算基準の見直しは、県民にご負担いただいた地方消費税の税収が本県に適正に帰属するよう見直されるものであり、見直しによる増収を目に見える形で県民に還元していきたいと考えている。

先日国で発表された「新しい経済政策パッケージ」では、再来年10月に予定されている消費税率の引上げを機に、消費税収の使途変更等により教育の充実を図る方向性が示されているが、清算基準の見直しによる増収は平成30年度から生じることを踏まえ、本県では平成30年度予算編成から、今般の見直しによる増収分を教育予算の充実という形で具体的に反映させるべく、検討を行っていきたい。

なお、今回の税制改正大綱では、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、（中略）平成31年度税制改正において結論を得る」旨も盛り込まれている。地方税源の偏在是正は喫緊の課題であり、平成31年度税制改正に向けた議論に大いに期待したい。

- 平成30年度税制改正では、地方消費税の清算基準の見直しにより、人口比率50%への大幅な引き上げが実現。
- その結果、奈良県の平成30年度予算では、**36.7億円**の増収となった。
（うち**18.4億円**は市町村に交付され、市町村の一般財源の底上げとなる。）

教育予算の充実という形で、県民に還元

県の取組

①全ての県立高校で空調設置を実現

（H30予算：323百万円）

- ・県立高校全校に空調を整備
- ・【新】育友会等設置分の運転費用を県で負担



<空調設置教室での授業の様子>

②県立高校の耐震化を速やかに実施

（H30予算：974百万円）

- ・耐震補強をH33年度を目処に完了
- ・【新】耐震補強が難しい校舎等の改築に着手



<耐震化の完了した校舎>

③私立高校等授業料に対する支援の拡充

（H30予算：235百万円）

- ・私立高校等の授業料に対する支援について、本県の実情を踏まえ拡充

<その他の教育関連新規事業>

◆安心・安全で質の高い教育環境の充実

- ④ICTを活用した教育の推進（生徒用・教員用パソコンの整備、【新】情報セキュリティの強化、【新】校務支援システムの導入）
（H30予算 486百万円）
- ⑤【新】県立高校の配置適正化の推進
（H30予算 2百万円）
- ⑥【新】高大連携による次代の教育を担う教員の育成
（H30予算 1百万円）
- ⑦【新】県内公立学校へのコミュニティ・スクールの導入促進
（H30予算 1百万円）
- ⑧【新】次期学習指導要領に向けた主体的・対話的で深い学びの推進
（H30予算 1百万円）
- ⑨【新】定時制高校等と連携した多様な学習ニーズに応じた指導方法の確立
（H30予算 6百万円）

H31年度以降も引き続き教育環境を充実（トイレの洋式化 など）

◆実学教育の推進

- ⑩【新】次代を担うスペシャリストの育成（DMG森精機との連携協定に基づく工業機器の導入・活用、DMG森精機から講師を招聘し実践的な人材を育成）
（H30予算 43百万円）
- ⑪離職者対策の推進（【新】再就職支援教員を配置、【新】離職原因に関するアンケート調査の実施、キャリアサポートセンターでの相談支援の実施）
（H30予算 9百万円）

◆教員が子どもと向き合う時間の確保

- ⑫【新】県内公立中学校に部活動指導員を配置
（H30予算 38百万円）
- ⑬【新】教職員の働き方改革の取組を実践研究
（H30予算 9百万円）

市町村の取組

- 市町村立小・中学校の空調整備、老朽化に伴う大規模改修、トイレ改修 等

⑭県が市町村振興資金の貸付により後押し

- ・市町村振興資金の拡充分により対応
（H29予算 500百万円→H30予算 1,000百万円）

<問い合わせ先>

- ①、②…学校支援課（教育委員会）：山口主幹（内線：5281）
- ③…教育振興課（地域振興部）：中野補佐（内線：2521）
- ④、⑤、⑥…教育振興大綱推進課（教育委員会）：荒木補佐（内線：5251）
- ⑦…人権・地域教育課（教育委員会）：細井補佐（内線：5292）
- ⑧、⑨、⑩、⑪…学校教育課（教育委員会）：大石補佐（内線：5251）
- ⑫…保健体育課（教育委員会）：喜多補佐（内線：5311）
- ⑬…教職員課（教育委員会）：春木主幹（内線：5232）
- ⑭市町村振興課（地域振興部）：吉川補佐（内線：2254）
- 地方消費税清算金に関すること…税務課（総務部）：岡山補佐（内線：2233）

森林環境税(仮称)

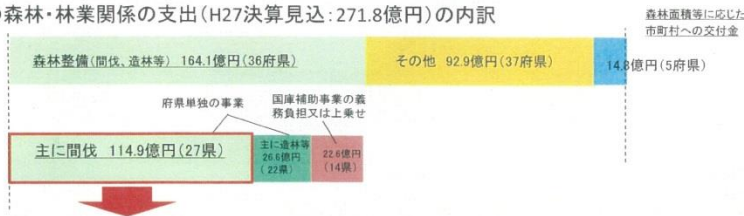
「森林環境税(仮称)」について

【担当省庁】総務省、林野庁

現状と課題

- 平成29年度与党税制改正大綱では、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする**森林環境税(仮称)**の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、**平成30年度税制改正において結論を得る。**」とされている。
- しかし、森林環境税(仮称)の用途として想定される**施業放置林の間伐は、多くの府県(37府県)で独自の超過課税を導入の上、既に実施している。**
森林関係法令の見直しにより市町村の役割として明確化することが検討されているが、それにより**財政需要が増加するとどこまで説明できるか**という課題がある。

● 超過課税の森林・林業関係の支出(H27決算見込:271.8億円)の内訳



事業態様	事業主体等	金額	該当府県
県実行	県が実施	37.6億円	【7県】:山形、栃木、群馬、神奈川、富山、愛知、佐賀
県から補助	森林組合等(市町村を含む事業もあり)が行う間伐等に対する補助	50.4億円	【19県】:岩手、宮城、秋田、山形、福島、神奈川、石川、静岡、兵庫、和歌山、島根、岡山、広島、山口、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島
県から委託	県が私有林の間伐等を市町村に委託	2.7億円	【1県】:奈良県
県から補助	市町村が私有林で行う間伐等に限り補助	24.2億円	【4県】:茨城、神奈川、福岡、佐賀

【林野庁作成資料】

- とりわけ、私有林の間伐等を県が市町村に委託している**本県では、導入済みの超過課税と用途がより直截に重複し、新たな負担に県民の理解を得ることは必ずしも容易でない。**

- 他方、森林関係法令の見直しを行うとしても、市町村の林業技術職員等の確保・育成・配置に時間を要し、森林整備の担い手不足等の課題に対応する必要があるなど、**都道府県の役割が一定程度生じてくる。**
さらに、**本県においては、紀伊半島大水害で大きな被害を受け、改めて持続可能で災害に強い森林づくりが求められていること等を踏まえ、三重県・和歌山県と連携して、新たな森林環境管理制度の導入に向け、以下の検討を進めている。**
 - ①紀伊半島に相応しい森林環境管理制度のあり方
 - ②新たな森林環境管理制度の担い手となる人材を育成する(仮称)奈良県フォレスト・アカデミーの整備
 - ③県・市町村連携による**新たな森林管理組織の設置**

(新たな森林環境管理制度のイメージ)



- 更に、制度の根幹となる**(仮称)奈良県森林環境管理条例**の制定を検討している。
【条例の骨子】
 - ①重視すべき機能(生産・防災・生物多様性、レクリエーション)の一元管理
 - ②森林所有者の森林環境管理に対する責務の明確化
 - ③森林環境を重視した森林環境管理計画制度の創設
 - ④(仮称)紀伊半島フォレスターの育成、配置、権限付与

国にお願いすること

- 森林環境税(仮称)の制度設計においては、**住民負担の増加の抑制を図りつつ、これまでの経緯や市町村の実情を踏まえ、都道府県の役割について、広域調整や市町村の補完機能のみならず、今後果たすべき役割を積極的に評価し、紀伊半島の新たな森林環境管理体制の構築に活用できるなど、その役割に応じた財源確保を適切に行う仕組みとすること。**
- 上記の点を含め、森林環境税(仮称)の**用途については、現在、都道府県を中心として独自に課税している超過課税への影響が生じないようにしっかりと調整すること。**

【県担当部局】農林部新たな森林管理体制準備室、森林整備課、総務部税務課

森林環境税（仮称）について

平成30年度与党税制改正大綱(抜粋)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

4 森林吸収源対策に係る地方税源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の所在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

森林環境税（仮称）は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で、温室効果ガス吸収源等としての重要な役割を担う森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行う。

森林環境税（仮称）は、地方の固有財源として、その全額を、国の一般会計を経ずに、交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込んだ上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与する。森林環境譲与税（仮称）については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

森林環境税（仮称）については、消費税率10%の引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、**平成36年度から課税する**。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる需要量や国民の負担感等を勘案し、**年額1,000円**とする。

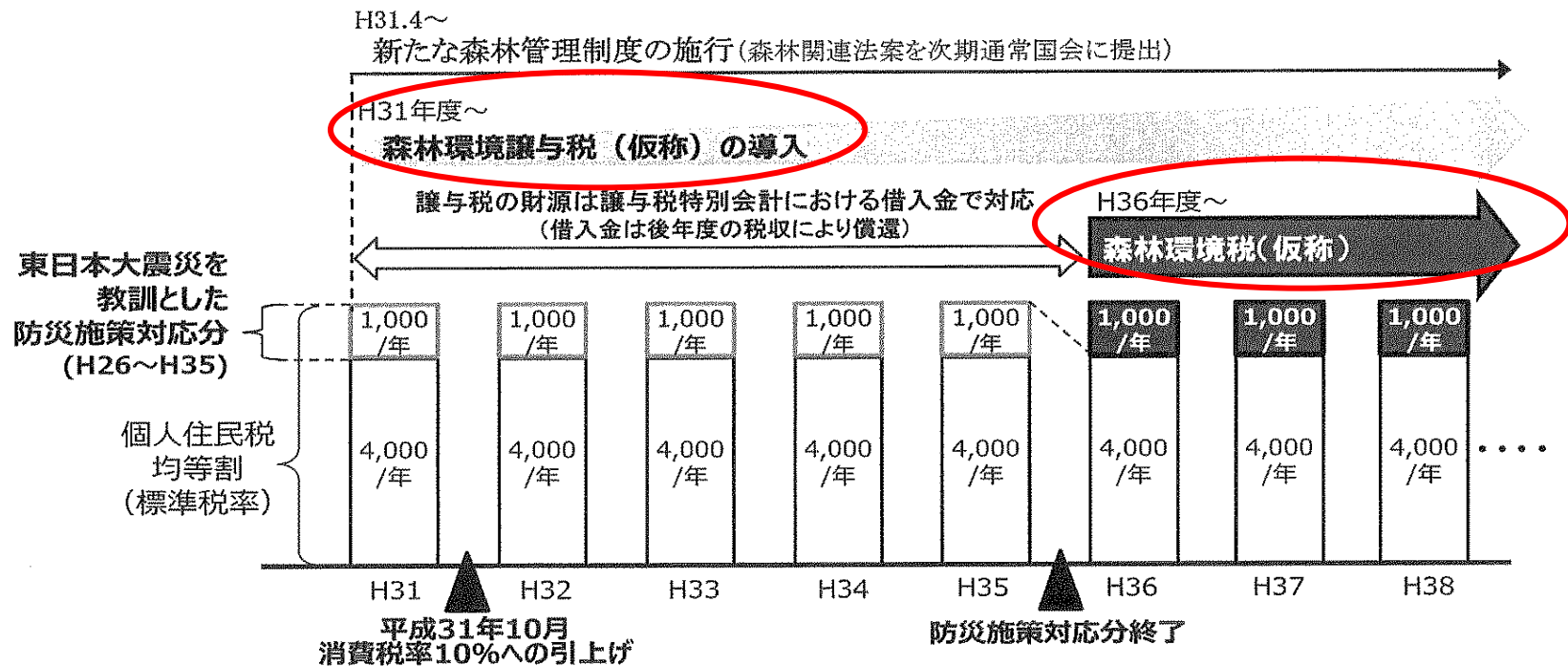
一方、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、**森林環境譲与税（仮称）の譲与は、平成31年度から行う**。

平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税（仮称）の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応する。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって確実に償還する。

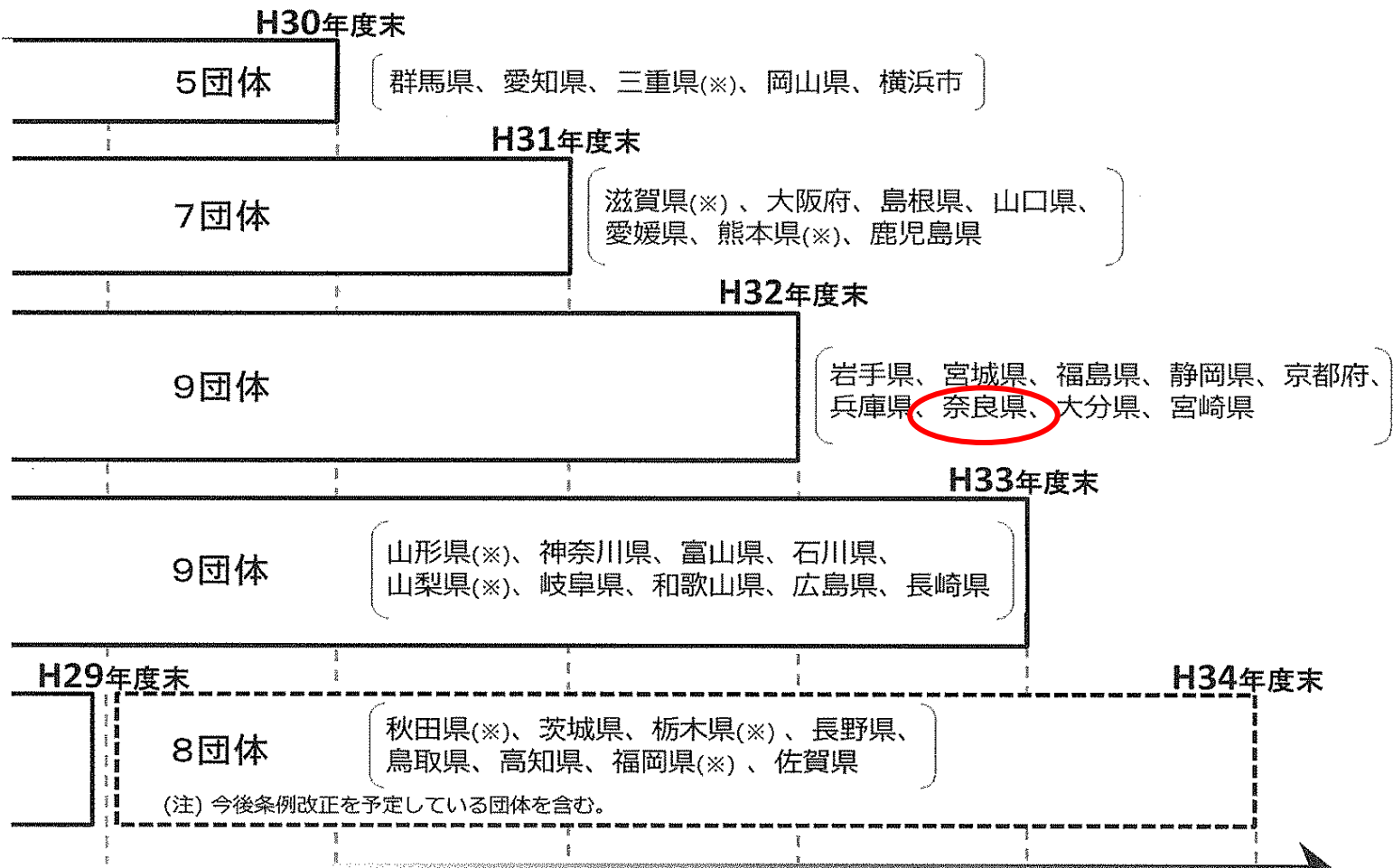
森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）のフレーム（案）

- 平成36年度から森林環境税（仮称）の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税（仮称）の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって確実に償還。

※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税（仮称）の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



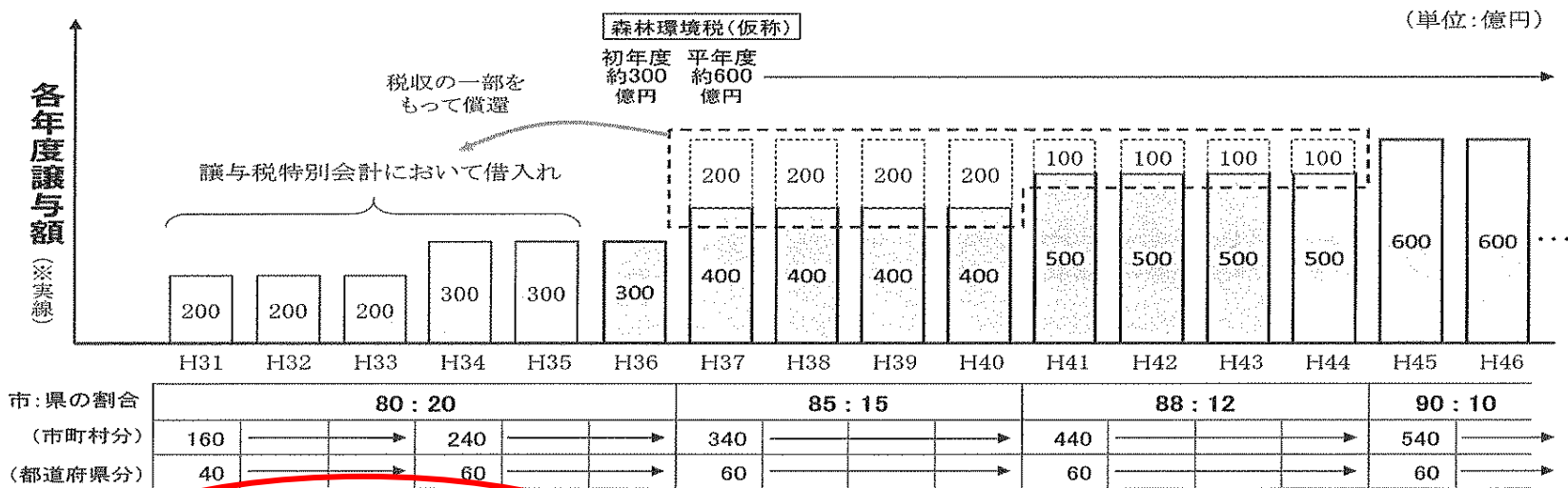
森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税の期限又は見直し時期



(※)…一定の年度毎に見直すこととしている府県

各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



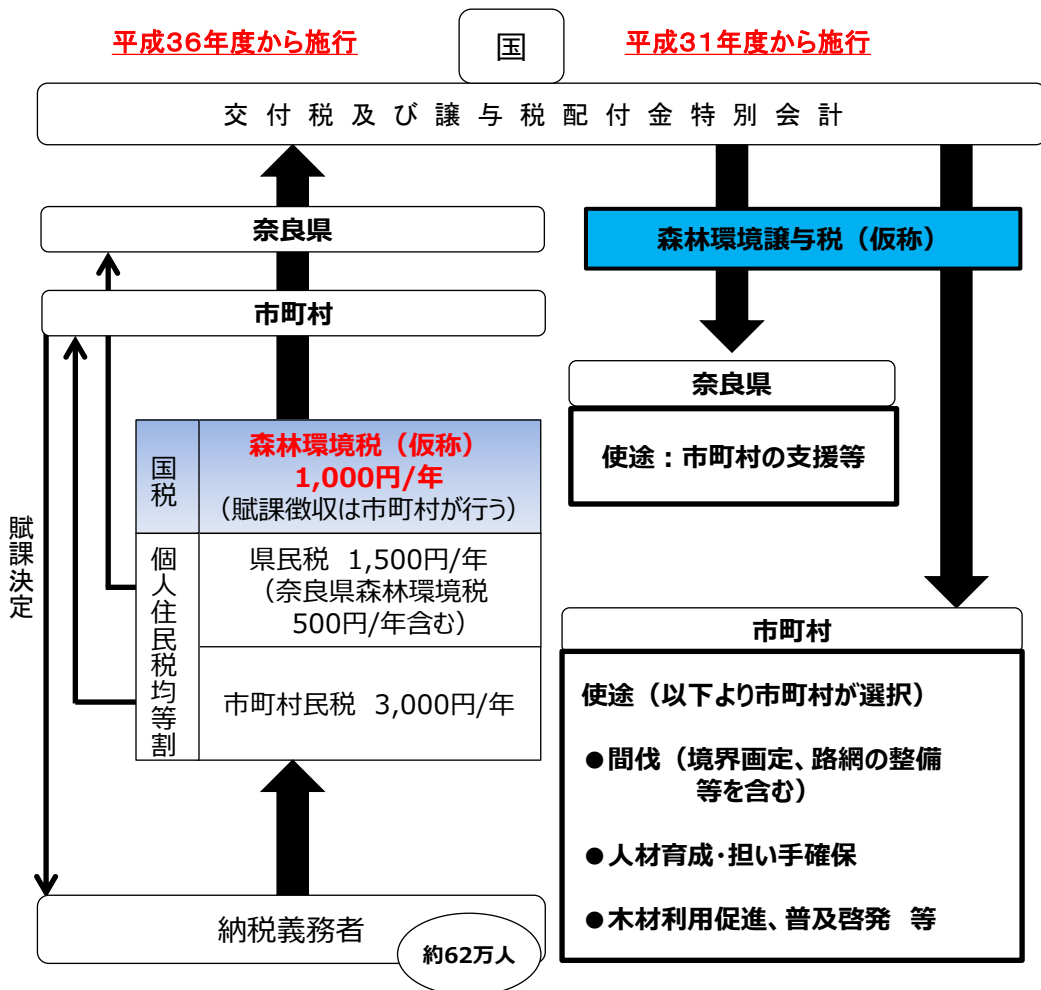
- 市町村分
 - 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分
 - 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利息を勘案していない。
 ※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

森林環境税について

国の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分担して森林を支える仕組み



■ 奈良県配分額（試算）

単位：百万円

	森林環境譲与税（仮称）配分予想額 【（）内は譲与額全国総額見込】				
	H31～33 (200億円)	H34～36 (300億円)	H37～40 (400億円)	H41～44 (500億円)	H45～ (600億円)
県総額	406	610	813	1,017	1,220
うち市町村分	325	488	691	895	1,098
うち県分 (県分割合)	81 (20%)	122 (20%)	122 (15%)	122 (12%)	122 (10%)

注)表中の記載において計数は切捨てられている為、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

■ 按分基準

- 50%：私有林人工林面積（森林資源現況調査）×補正率*
 - 20%：林業就業者数（国勢調査）
 - 30%：人口（国勢調査）
- *補正率・・・林野率85%以上の団体 1.5
林野率75%以上85%未満の団体 1.3

課題 用途の重複

（奈良県森林環境税と国森林環境譲与税（仮称））

	用途	奈良県森林環境税用途	県	国
①	施業放置林の整備	間伐、普及啓発、所有者意向調査等	○	○
②	里山づくりの推進	里山の整備と活用	○	○
③	森林環境教育の推進	森林体験学習、指導者養成研修等	○	○
④	森林生態系の保全	ナラ枯れ被害対策、獣害対策	○	○
⑤	人材育成・担い手の確保		×	○
⑥	木材利用の促進		×	○
⑦	間伐	路網整備	×	○

* 林野庁より「ガイドライン」(実施に当たっての考え方)が示される予定。(H30.3末)

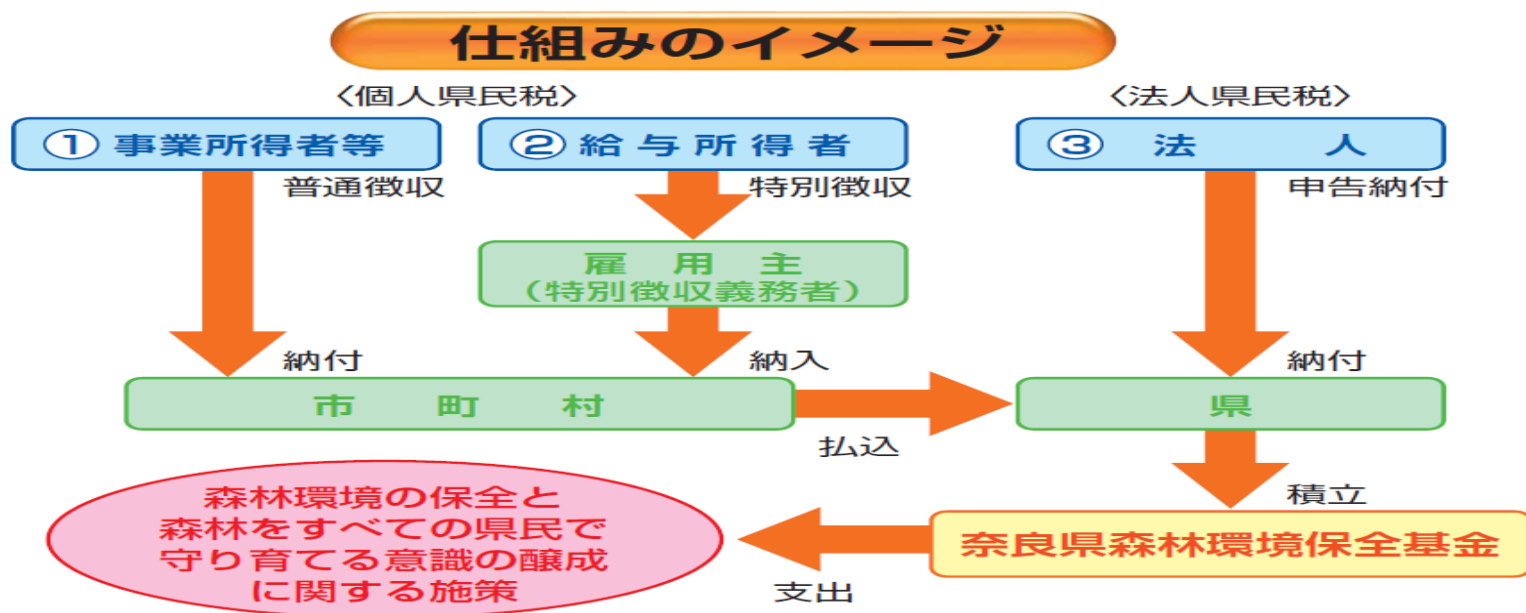
奈良県森林環境税について

県土の保全、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性に鑑み、平成18年度より導入(期限5年、18年度～22年度)、平成28年度に5年延長(28年度～32年度)

会計を区分し用途を明確化するため、税収は「奈良県森林環境保全基金」に積み立て、森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する事業経費に充当

課税の仕組み

- ・ 課税方法……「県民税均等割」に上乗せする方法
- ・ 税 率…… 個人:年額500円、 法人:森林環境税課税前の均等割額の5%相当額



(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
森林環境税税収額	257,030	358,961	361,703	357,269	362,843	359,083	358,503	360,566	362,867	364,754	368,564	368,000

※18～28年度は決算額、29年度は決算見込額

新しい森林環境管理制度の構築について

1. 奈良県が目指す新たな森林環境管理制度

奈良県では、スイスを参考として、森林の有する本来の機能である「**生産・防災・生物多様性・レクリエーション**」を一元的に管理する「奈良らしい新たな森林環境管理制度」を構築し、地域に応じた森林の4つの機能が適切に発揮される森林づくりを目指している。

